



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第692号 令和6年4月12日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
186	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
187	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
188	土地改良区の定款の変更を認可した件	同

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
34	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
35	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
36	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の徳島選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
37		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【正誤】

番 号	表	題	担当課名
		令和6年3月29日付け徳島県報第684号徳島県告示第170号中訂正	住宅課 建築指導室

徳島県告示第百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和六年四月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス問屋町店
徳島市問屋町一 一番ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和五年徳島県告示第五百六十二号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を十分確保し、周辺市道の交通の妨げにならないよう対策を講じること。
駐車場の用に供する部分については、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

歩行者の通行安全を確保するとともに、周辺市道に損傷がないよう対策を講じること。

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

4 防災・防犯対策への協力

地面から三メートル以上のフロアがある場合は、大規模地震発生時における津波避難場所の提供等、地域防災力向上へ協力すること。

大規模地震発生に伴う津波が到達した場合に、従業員及び来店客が津波避難ビル等の緊急避難場所へ移動するための導線を確認すること（最短となる方向を柵等で囲わないこと。）。

5 騒音の発生に係る事項

敷地内で発生する騒音の低減に努めるとともに、周辺住民から苦情を受けた場合は誠実に対応すること。

6 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。
分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

7 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和六年四月十二日から同年五月十二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年四月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

飯尾川堰土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	渡邊増之	渡邊増之	徳島市不動西町一丁目四六一
同	朝田三郎	朝田三郎	国府町芝原字神楽免七二一一二
同	前川久	前川久	字寺地二二
同	七條和之	七條和之	東黒田字桜ノ本八七
同	岸本泰治	岸本泰治	府中六 四七
同	久次米孝司	久次米孝司	不動北町一丁目九
同	大寺信和		不動北町二丁目二六一
同	久米裕	久米裕	不動西町三丁目八一
同	井原一成	井原一成	不動西町四丁目三一九一
同	大原章弘	大原章弘	不動東町四丁目六八一
同	仲野真史	仲野真史	不動東町五丁目七一
同	長尾茂雄	長尾茂雄	国府町井戸字左ヶ池二二
同	松内豊次		花園四八七
同	出口義昭		川原田二八二
同	宮本晃	宮本晃	芝原字宮ノ本二三
同	赤川勉	赤川勉	字橋本一五
同		大寺義浩	不動北町二丁目二四三三
同		盛隆司	国府町花園二六
同		本田泰広	川原田三一
監事	近藤昭文	近藤昭文	西黒田字東傍示九三一
同	橋本勝	橋本勝	東黒田字榎島九三
同	桂慎一		花園三四三
同		簀手良知	五四五
同		小林文昭	西黒田字南傍示二二八四

徳島県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年四月十二日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿波市市場町 市場中央土地改良区	令和六年三月二十八日

徳島県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年四月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一、二、一四三人

徳島県選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年四月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六七、八五四人

徳島県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の徳島選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年四月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、一九九人

徳島県選挙管理委員会告示第二十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年四月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六七、八五四人

令和六年三月二十九日付け徳島県報第六百八十四号徳島県告示第七十号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定する件の一部を改正する件）中次のとおり訂正

一	ページ
八	行
仮説建築物	誤
仮設建築物	正

正 誤